

## 利息制限法等改正に伴う ATM 利用手数料のお知らせ

平成 22 年 6 月 18 日以降、当行以外の提携金融機関の ATM をご利用になる場合に、ATM 画面やご利用明細票に表示されるお客さまの ATM 利用手数料と、実際にお客さまにご負担いただく手数料が異なる(お客さまにご負担いただく ATM 利用手数料が少なくなる)場合およびお取引ができない場合がございます。

### ◆当行のキャッシュカードおよびローンカードをご利用のお客さまへ

#### 1. 当行の ATM のご利用

- 手数料の変更はございません。

#### 2. 当行以外の ATM のご利用

- 相互利用金融機関(\*1)の ATM をご利用の場合は、手数料の変更はございません。

\*1 相互利用金融機関 ATM とは、みやぎネット(七十七銀行・杜の都信用金庫・宮城第一信用金庫・石巻信用金庫・仙南信用金庫・気仙沼信用金庫)、東北おむすび隊(きらやか銀行・大東銀行・福島銀行)、グリーンネット(岩手銀行)の ATM です。

- その他の金融機関の ATM をご利用の場合

- ・ATM ご利用手数料が、ご利用明細票に表示された金額と異なる場合がございます。
- ・提携金融機関等(BANCS/MICS 提携、ゆうちょ銀行等)の ATM、コンビニ ATM(セブン銀行)で平日時間外および土・日・祝日に「総合口座貸越」および「カードローン」のお取引(お引出し・お預入れ)をする際は、お取引金額によって以下のとおりとなります。

法(\*2)施行後(平成 22 年 6 月 18 日)より

総合口座貸越・カードローン ご利用金額	ATM ご利用手数料 (消費税込み)	法令で定められた制限金額
1 万円以下	105 円以下	105 円以下
1 万円超	210 円以下	210 円以下

\*2 「利息制限法」施行令第 2 条および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」施行令第 2 条(平成 19 年 11 月公布)

○利息制限法等の超過した分は、当行が負担しております。ATM 画面やご利用明細に表示される残高は、お客さまが負担された ATM ご利用手数料を差し引いた金額となっております。

### ◎対象となるお取引の具体例

#### ・例1 出金

当初残高 5,000 円の時に 12,000 円出金した場合、総合口座貸越の利用により取引後の残高▲7,000 円(5,000 円-12,000 円)となります。この場合、総合口座貸越取引としては、7,000 円であることから「1 万円以下の取引」に該当するため、ATM 利用手数料は 105 円となります。

#### ・例2 入金(相互入金業務提携先のお客さま)

当初残高▲6,000 円の時に 13,000 円入金した場合、取引後の残高は 7,000 円となり、それまでの貸越残高(▲6,000 円)が返済されます。この場合、取引金額は 6,000 円となることから「1 万円以下の取引」に該当し、ATM 利用手数料は 105 円となります。

※手数料には消費税が含まれます。

◆提携金融機関(当行のキャッシュカードおよびローンカード以外)のお客さまへ

1. 提携金融機関のご都合により、下記の取引となる場合がございます。
    - ①ATM ご利用手数料が、ご利用明細票に表示された金額と異なる場合がございます。
    - ②ATM ご利用手数料は、ご利用する金融機関・時間帯等により異なります。
    - ③ATM のお取引ができない場合がございます。
- \* 実際の手数料金額は、お通帳をご記入のうえお確かめください。

詳しくは、口座をお持ちの金融機関へお問い合わせください。

(平成 22 年 6 月 18 日現在)